

明末の江南における「救荒論」と地主佃戸関係

森 正 夫

(教育学部歴史研究室)

On the Relation between the Discourse about Relief and the Landload-system in Chiang-nan 江南 during the end of Ming 明 Dynasty

by

Masao MORI

はじめに

本稿は16世紀の後半から17世紀前半にかけての地主佃戸関係のありかたを明らかにするための一つの素材を、自分自身のために整理しようとした覚書である。

中国における近代の歴史的な性格を明らかにすることは、今日もなお重要な課題であると思われるが、本稿においては、この課題とそれの解決への接近の仕方について正面からとりくむことができなかった¹⁾。本稿で行なったごとき素材の提出自身はいかなる問題も解決しないことはいうまでもない。

ただ、筆者は年来のいくつかの作業の中で、14世紀後半以降16世紀前半にかけての江南地方を中心に、専制国家権力と土地所有、直接生産者農民、及び地主佃戸関係との関連に注目しながら、この段階の中国封建社会における生産関係を明らかにしようと志してきた²⁾。本稿の作業もこれと一連のものであり、上記の課題に立ち向うための手がかりとしたい。なお、従来筆者の用いてきた概念・範疇は、充分整理されたものではない。全面的な検討が近い将来になされねばならない。

なお、日本における従来の地主佃戸関係の研究に対する筆者の評価については、数点の前稿に簡単に述べてきたが、その後の諸研究、及び傅衣凌、李文治、魏金玉氏らの中国における研究³⁾とともに、追って総括する機会を作りたい。なお、本稿の作業進行中に出版された細野浩二「明末清初江南における地主佃戸関係一家訓にみられるその新展開をめぐって」⁴⁾には示唆されるところがあった。

I

「東南倭乱より以来、其の間歳として小稔無くんばあらず」（賀燦然「救荒議」後掲）

10世紀以降、水稲作農業を基盤に、中国でもっとも高い生産力が維持されてきた長江下流のデルタ地帯は、しばしば水害、風害、虫害などの災害を経験してきた。生産力の担い手である直接生産者農民は、常にこれらの災害とたたかいながら、生産労働を行ってきたのである。16世紀の前半から17世紀の前半期、明末の100年余においても、災害の頻度は高い。災害についての詳細な記録を遺している崇禎呉興志・巻11・祥異によれば、嘉靖元年（1522）から崇禎15年（1642）にかけての121年間に、およそ59回の災害が起こっている。この中には、風・水・虫害があっても収穫を保持できた年、その年にそれらの災害がなくても前年の災害の結果として飢饉が起こった年が、各若干ずつ含まれるが、約2年に一回の割合である。災害は、直接生産者農民の再生産の循環にひずみを与え、とくに大きいものはこの循環を破壊する。当時の松江府の人陳繼儒の「上王相公救荒書⁵⁾」は、万暦16年（1588）、4月までの旱魃に続いて5月初から起った大水害当時のものと推定される

が、その一節は次のようである。

京師の財賦は給を東南に仰ぐ、蘇松の小民は全く耕・織に^{たよ}仗る。如し旱潦節調し、風雨時適せしむれば、百姓猶お其の丰稔桔槔（農耕・灌漑）の暇を偷んで以て絲粟籽軸（紡績）の間に従事するを得ん。今水変此くの如ければ、举家の中、田水を出辱するに非れば河堤を守築す。赤足垢体、惟だ及ばざるを恐る。尚お余暇の紡績に及ぶ有らんか。紡績暇無ければ尚お安んぞ^た従って薪米に易えんか。薪米能く出だす所無ければ、坐して死を待たんか。死期將に至らんとすれば、弱者丐と為り、強者盜と為らざらんか。

租税・私租・私債による当時の収奪・搾取体系と、顕著に発展しつつあった商品交換関係の中で、松江府の直接生産者農民が農業と綿紡織業を兼営して再生産をかううじて維持していたことは周知の事実であるが、災害はそのしくみにこのような打撃を与えたのである。そして、松江府上海県では同じ万暦16年の水害時に、下のような悲惨な状況が見られた⁶⁾。

人大飢。斗米銀二銭、斗麦亦た一銭。人、糟糠を^{くら}嚼い、^{まめかす}豈餅を^{くだ}屑いて粥を作り、^つ継ぐに草根木葉を以てす。行乞する者街市を塞ぎ、樹に自縊する者あり。河に自ら投ずる者あり。子女を抱いて潜かに之を通衢に置いて去る者あり。有司法を設け富民に勧めて粟を出して煮粥せしむ。飢民近き者蟻聚叫号し、穢氣薰蒸す。遠き者、妻孥を携えて枵腹にて行くこと数十里、来りて食に就く。至る^比おいに^{して}粥已に^尽き、^{相枕藉}して死す。沢、^量きを以て、疫癘大いに作り、城の四門、^{ひつぎ}轎車を出すこと百を以て計る。羣もて屍を^つ襲む。出る者^無し。

現職の官僚として生活の大半を送ると送らざるとにかかわらず、当時のこのデルタ地帯、狭義の江南地方における郷紳・士大夫たちの文章の中には、災害時の救済にかんするものが多く見られる。これをとりあえず「救荒論」と呼ぼう。そこでは、当時の基本的生産関係としての地主佃戸関係、地主佃戸制にかんする叙述がしばしば含まれる。

「日知録」巻十・「蘇松二府田賦之重」において、高率の私租の搾取をとまうところの当時の地主的土地所有のありかたをきびしく批判した顧炎武も、地主たる富者と佃戸たる貧者の共存を容認し、私租そのものについても國家によって限界を上田八斗と定めることを条件にその搾取を承認せざるをえなかった。すべての郷紳・士大夫にとって地主佃戸関係によって実現される地主的土地所有は、まさに基本的な富の源泉であり、生活の基盤として不可欠のものであり、従って、災害時における地主佃戸関係への関心はごく自然なものであった。この関心は収租や債務の返済、佃戸の再生産条件の維持にとどまらなかった。災害時には、地主佃戸関係における矛盾がもっとも鋭く顕在化する。地主としての郷紳・士大夫は、階級支配及び王朝國家の支配の維持についても、この際敏感に反応した。災害をとりあつかった彼らの書簡、政策論を通じて当時の地主佃戸関係、階級闘争、國家と地主佃戸制とのむすびつきの特徴についての認識が深まる可能性がここにある。また、これらの問題について、集中的に、時期と地域とを区切って明らかにしうる可能性もあろう。

なお、本稿は、以上のような関心にもとづく限定された素材の整理であり、従って、災害時における「饑饉救済政策」としての「荒政」一般、及びそれにかんする制度一般をとり扱ったものではなく、郷紳・士大夫の災害時における救済を論じた「救荒論」を全面的にとりあげたものではない。

II

嘉靖31年（1552）から内閣に入り、同41年（1562）から隆慶2年（1568）にかけて首席大学士をつとめた徐階⁷⁾は、松江府華亭県の人、当地方において広大な土地を所有する典型的な郷紳であり、華亭と呼ばれていた。彼の災害にかんするいくつかの書簡は当時の地主佃戸関係に深くふれて

そのなかで「復呂沃洲」（世經堂集・卷22）は、江南の旱災についての知らせを彼にもたらした巡按〔南〕直隸監察御史呂光洵に対する彼の返信であり、嘉靖24～6年（1545～7）頃のものである。彼はこの書簡で、災害救済についての三つの案を提出している。その第二案「拳官糶」は、災害地の行政当局が保有している銀によって、米価の低い地方の米を購入し災害地で減価販売を行なうというものであり、第三案「使民自相恤」は、民間で相互救済を行なわせようというものである。この第二、第三案は、いずれも直接地主佃戸関係にかかわるものである。

蓋し松の田税、天下に視て独り重し。毎租一石、率^率むね十の四を以て官に輸す。又其の四を以て衣食を具え、婚喪に給し、有司の役に応ず。其の余は二のみ。往年冬災にして甚しからず、民幸いにして其の租の七、八を収む。時において餘蓄無しといえども、しかも其の擬して以て費に供する者、固より在り、節縮して之を糶するを得。故に去歲秋夏の間、米、石銀一兩に過ぎず。去冬は則ち田尽く汗菜（あればて）、租の入儘かに十の二、三、以て税を輸せんとするも足らざるなり。猶お幸いに一、二の巨室、宿儲有るなり。故に執事（貸下）の和糶の令（この場合、官による米の減価購入）、亦た猶お以て行うを得たり、然れども米、石ごとに銀一兩六錢に至れば、其の儲する所の罄くや、測り知る可きなり、今、又之に繼ぐに旱災を以てす。窺かに恐るらくは、明年復た、執事の如く和糶して以て賑に備えんと欲するも、彼の巨室^た為りと号する者、死すれども能く応ずる莫きなり。然らば則ち、民將た爰をか頼らんか。（第二案・「官糶を拳こす」）

彼がこの旱害に収租者としての立場で対処していること、その立場から、米の減価販売を國家の負担において行なうことを主張していることは明らかであろう。しかもこの主張は、なお米の余剰を蓄積している巨室の態度を動かしがたいものとして放置することにおいて、その利益の擁護につながるものなのである。

蓋し、松の俗、大家田を有するも耕やす能わず、必らず以て佃戸に属す。佃戸耕さんと欲するも食に足らず、必ず以て大家に仰ぐ。其の情と勢は、^た畜だに主僕^たの相い資し、父兄子弟の相い養なうなるのみならず。故に大家、佃戸において或いは虐ぐる無き能わずとも雖も、しかも敢えて甚しくは虐げざるは、之が耕するを為す^な莫きを懼るればなり。佃戸、大家において負く無き能わずとも雖も、しかも敢えて尽くは負かざるは之が貸すを為す^な莫きを懼るればなり。正徳以前、民生裕かにして郷に悪俗無し、国賦登りて獄に繫囚^{くわ}鮮きは此の道に由るなり。邇年以來、有司^し討償（返償を請求することにたいする）の禁を下し、又之に攤放（貸付けすることにたいする）の刑を重ぬ。是に於いて佃戸^{さい}鬱然として其の不義不信の心を動かし、大家惴惴として有司の罟に入るを懼る。昔の所謂相資相養なる者、始めて變じて相猜相讎と為る。惟だに償、償を取る可からざるのみならず、しかも租亦た負すること多きなり。償、償を取る可からず、其始め大家を病^くしむるに止まるが若きも、知らず、佃戸仰給する所無くんば、坐して斃るるを免れざるを。租の負多き、有司なる者、欣然として自から其の茹剛^{じゅうこう}の政を詫り、以て前に古人無しとせざる莫きも、知らず、租入る所無くんば税出ずる所無きを。之を積んで久しければ、逋賦日に滋ぐ、刑辟日に衆ければ、已に亦た且つ其の累を受く。起ちて之を救わんと欲するも、しかも其の習俗^{じふく}害に已に敗壞して猝挽す可からざるなり。……今の計を為すに、請うらくは新令^{しんれい}を罷去し……大家に開論して各のおの其の佃戸を恤れましめ、閭閻の已に離るるの情を合わせ、末世の已に澁^{しつ}くなるの俗を敦^{あつ}くせしむれば、必らずしも箝箠を廢せず、吏卒を煩わさず、しかも民の所を失うこと無かる可し。……

徐階は、自からこの第三案について、他人からあるいは「士夫自利の私談」とし、あるいは「富人を庇いて之に代って遊説する」とみなされることを予想している。徐の真意がかりに「自利」や「富人」の庇護になかったとしても、この案は、はっきりと収租者としての地主の立場に立って、被害を受けた佃戸に対する救済方法を論じたものである。そして、彼は、当時國家の行政官僚が、佃戸の窮状を救済するために下した、地主佃戸間の債務・貸借関係の停止令は、地主佃戸間の矛盾対立を激化させ、円滑な収租を不可能にするものとしてきびしく批判する。このさい、第二案では望まれていた國家の救済活動が、いったん地主佃戸関係の内部の収租・債務関係に介入するや否や拒絶

されていることに注意すべきであろう。彼の佃戸救済論は、16世紀の前半、正徳（1507～1521）期まで確固として存在していたと彼が考える旧来の地主佃戸関係の復活と等置される。徐は、旧来の地主佃戸関係のありかたを復活させ、大家＝地主がおのおの、個々的にその佃戸を救済することを結論としている。最近、この徐階の一文をはじめで紹介した細野浩二は、この旧来の地主佃戸関係を「相資相益」関係と規定している⁸⁾。かかる旧来の地主佃戸関係とは、先の引用部分につづき、徐が「古の治者」に託しているところによれば、「有無相通じ、出入相い友たり、守望相い助け、疾病相い扶持する」というような深い人格的依存関係をもったものであり、従って先の引用部分に見られるように、大家＝地主が収租関係を結んだ佃戸を「其の佃戸」、すなわち自分の佃戸として確実に把握しようとする性質のものであった。さらに徐階の回想するかかる旧来の地主佃戸関係は、閭閻の共同意識と密接なつながりをもつべきものであった。

徐階の、地主佃戸制を媒介とした救済論の特徴は、自然に原因の大半を負った災害の場合だけでなく、倭寇の侵入によって「牛具穀種」を失った「小民」の救済にかんする主張にもつらぬかれてい。彼は周観所なる巡撫にあてた書翰で次のように述べている⁹⁾。

鄙意乞わんと欲すらくは、公、撫院とともに大家に曉諭し、各のおの其の佃戸を収郵せしめ、明白に銭米を借貸することを許し、律に依りて三分を起科せしめ、禁に違ひ約に違えば、各のおの罪すること律の如くせしめよ。其の大家能く利を弛むる者有らば、官府より奨賞を与え行わしめん。

「大家各収郵其佃戸」という方法はここでも確認される。なお、地主が30%の利息を限度として、佃戸の生活手段と生産手段にあてるべき銭と米を貸与することの奨励を、彼が國家に求めている点にも注目すべきであろう。彼は、旧来の地主佃戸関係を維持する範囲内では、國家の介入を大いに期待している。

松江府に隣接する蘇州府下太倉州出身の典型的な郷紳である王錫爵も、彼の次席大学士時代（万曆12年～20年、1584～1592）、首席大学士時代（万曆21、22年、1593、94年）、里居時代（万曆38年、1610年）を通じて、多くの人々に宛てた書簡の中で、彼の出身地である江南を襲った災害にしばしば言及している。たとえば、1584年から足かけ9年にわたる次席時代の書簡「余樂吾撫台」（江南巡撫余立宛てのもの、王文肅公文集・卷17）では、万曆15、6年（1587、88）の大災害の下にあった郷里の士大夫からの便りにふれてこう述べている。

昨〔日〕、敝郷士夫の書来り、又言う。有司近ごろ新令を出だし、急に官賦を徴し、而かも私租を索むるを禁ずと。此れ亦た通論に非ず。今廟堂既に尽くは折し、尽くは蠲くこと能わざれば、亦た当に田主が戸下の小熟せるものに就きて量りて租を収むるを聽すべし。而うして後以て官に還す可けん（租税納入が可能になる）。蓋し田の荒と稔とは、官府通査すれば難く、田主自査すれば易し。而かも佃戸の租、若し今年取る無くば、明年は以て棄てて種えざる可けん。此れ田主切身の利害なれば、必ずしも尽くは官法を煩わさざるなり。

ここにもまた王錫爵の収租者としての立場が強く表現されている。一方では田主＝地主から税糧の徴収を急ぎつつ、他方では田主が佃戸から私租を徴収することを禁ずるという國家の政策に対する批判である。國家が税糧の代納や減免を完全に実施することができないならば、田主が自らの判断で、災害の程度に見合った収租を行なうことを承認すべきであると、彼はいう。しかも田主の切実な利害問題として、次年度の佃戸による耕作を保障＝強制するためにも、今年度の租米を必らず徴収しておかなければならないと、彼はより卒直に、地方官の「新令」に反対する奥底の理由を述べている。収租についても、耕作の継続についても、地主が随時に自由に佃戸に指示しようとする中味をもったところの地主佃戸関係を確保し、安定させることが、彼の強い要求なのである。このことは逆にいえば、耕作条件が悪いと見れば自由に去っていく佃戸の独立性が生まれつつあったことを示す。

彼はまた、同じ頃、余立にあてた別の書簡（王文肅公文集・卷17）で、「〔地主が〕遠き債を運る

ことと、〔佃戸が〕田租を頼おらせることとを禁ずること。この二令（二つの命令）が並び行われて、貧富をして人人に所を得しむること」の必要性を論じている。しかし、遠い過去の債務の請求をしないという妥協は、田租を必ず納入させるという利益に比べてごくさやかなものであった。國家の介入は、単なる「貧」の救済ではなく、必ず「富」の利益をもたらすことが条件なのであった。

万曆21年（1593）吏部右侍郎の時、官を免ぜられ、家居すること数年で没した蘇州府下常熟縣の人趙用賢も、災害の救済について数多い書簡を遺している。余立の後任の江南巡撫として周継が在任した万曆16年から18年（1588～90）のあいだに、趙が、同じ蘇州府に属する長洲縣出身の首席大学士申時行に宛てた書簡「上申相公」（松石齋集・卷27）はその一つである。彼は首相申時行に、高米価に示された郷里の異常な災害を克服するためのいくつかの問題点を指摘しているが、なかでも地主佃戸間の債務関係について詳しい分析を行なっている。

又近来当道の諸司、一とたび歉歲に遇わば、率むね示を出して、租債を還すを許さず。故を以て厚積の家、遂に敢えて人に出貸せず。知らず、姦民無頼の逋（負債）を償わざる者、百中の四、五人に過ぎずして、小民一歳の中、業戸より假貸する所は常に三、四次なるを。今、償わざる者を懲するに因りて概して貧戸をして乞暇する所無からしむ。（地方官が地主に対して租米と負債の強制取立てを禁止するため、厚積の家＝地主は、佃戸側の不払いを恐れて貸出しを停止する。結果として地主は、不払い者への「懲しめ」をすることになるが、そのことは同時に一般の貧戸＝佃戸の借米の請求をも拒絶することを意味する）故を以て今歲郷民餓死する者の多きこと、千百を累ぬるに至るなり。）

地方官の施行する債務・貸借関係の停止令、租米の強制取立て禁止令に対する批判という点で、趙用賢の見解は、徐階、王錫爵と軌を一にする。厚積の家による土地と米・銀との私的所有、その拡大＝利殖へのあくなき要求が厳存し、それを不動の前提とする限り、かかる批判は当然のことである。しかし、趙用賢は、彼の構想するところの、本来的な、あるべき地主佃戸の間においては、どのような臨期の処置をとることも可能なはずだという論理から、國家による一定の規制措置を地主佃戸関係に加えて、目前の貧戸＝佃戸の餓死を防ぐことを主張する。

然れども、今歲逋を償うには、制限を為さざるを容さざる者有り。蓋し三、四月中、小民米を借り、率ね券に価毎石銀二兩と誓す。若し秋成の後に至らば（四月から六月にかけての異常な気候がやや回復しつつあることをふまえている）、米価最高にても亦た五、六錢に過ぎず。是れ三、四石を以て一石を償うなり。歳、即し大稔ならば、亦た何ぞ能く此の數を出でんか。小民、方め一月の飽を幸いとすも、而かも死亡又其後に従う。故に若くは莫し、皆還すに米を以てして少其の息を高くするに。兩つながら便たるに庶からん。然れども又真に銀を貸り此に乗じて概償うに米を以てせんとする者有り。又通方の説に非れば必ずや阻撓するの者至る有るならん。要は、業主佃戸の間、一辨として行なう可からざる無きなり。

誠に老師の便書もて周撫台に致すを得、秋成の後、此の言を以て各屬邑に布告し、及び詳しく行して臆論を出すを得れば、民心を慰安せん。此くの如くんば巨室富家において少も遂げざる有るも、而かも全活する所の者甚だ衆からん。

災害異常の中で端境期を迎えて現物の米を借り、当時の高米価に見あう現銀で返償する契約を行なった小民＝佃戸たちが、米価の下落が予想される秋にその契約を履行させられれば、彼らは一挙に大量の米石を失ない、又餓死するであろう。趙用賢は小民＝佃戸がこのような打撃を蒙むことを避けるため、江南巡撫の命令によって、若干利率をあげてを条件に、現物米石による返済を実現させることを主張している。業主・巨室富家＝地主は、巨利を一気に収めることはできないにしても、現物米石の大量蓄積はいぜんとして可能であり、基本的にその利益が損われることにはならない。従って、彼の小民＝佃戸救済案においても、地主の論理ははっきりつらぬかれていますといえよう。ここで注目すべきことは、先にもふれたように彼が本来的なものとして設定している業主＝地主と佃戸との関係は、「一辨の行う可からざる無し」という性格をもつものであったことである。

ここで設定された関係は、私たちの立場から見れば本質的には、地主的土地所有関係であり、地代の搾取関係ではあるが、土地所有と労働との対立がむきだしにされたものではない。個々の地主が個々の佃戸をしっかりと掌握し、相互の問題を自由に裁量できるような関係である。趙のあるべしとする地主佃戸関係の性格は、徐階のいう「大家が各のおの其の佃戸を恤れむ」「相資相養」の関係に近い。ただ「一弁の行う可からざる無し」というごとき、第三者の介入を許さぬはずの独立した地主佃戸関係を生かすために、第三者たる国家の官僚の手を借りねばならなかった点は、注目すべき問題である。

地主と佃戸との上のような関係を前提とした災害救済を、同じ頃主張したものに、吏部右侍郎兼翰林院侍読学士を勤め、万暦30年（1602）に死んだ蘇州府長洲県の人徐顕卿がある。万暦13～16年（1585～88）の頃の彼の書簡、與李兵道論救荒書（皇明經世文編・巻396）は、「殷実の家、拳監生員或いは士夫」に対して、それぞれの家に隣りあう饑民を救済させる方法を示しつつ、その後段で次のような提案を行なっている。

甚しきは郷間の富戸にして田阡陌を連ぬるもの有り。一、二里の饑饉の民を合すれば、民は其の佃戸なり。豈他人の米を出して以て其の佃戸を救うを坐視するを容さんか。

この場合においても、あくまで地主と佃戸との関係は、主人と其の佃戸という関係であり、本来的には第三者の介入を許さない関係、個別的な完結した関係である。

16世紀の後半期において、江南の士大夫はうち続く災害に対処するとき、つねに地主佃戸関係を問題にせざるを得なかったが、16、7世紀の交代する前後10年余を除いて、万暦36年（1608）の大水害以来、災害はいぜんとして継続した。この間、在地の災害対策に奔走した士大夫の一人、松江府華亭県の人陳繼儒は、16世紀後半以来の士大夫の災害対策論を集約するような見解を遺している。嘉靖37年（1558）に生まれ、青年期にはいったん生員の身分を得ながら、30才にして学校を去り、以後半世紀余を、生地、しかも農村部で過した在野の一士大夫として、彼は災害における直接生産者農民の状況をつぶさに観察しうる条件をもっていた。と同時に、若くして董其昌と並ぶ文名を馳せた彼は、その頃同郷の徐階の知遇を受け、あるいは王錫爵の家庭教師となり、官途を選ばなかったとはいえ、士大夫・読書人たちの交わりを喜び、訪問者は常に戸外に満つという有様であったといわれる。彼の立場はこの階級に置かれていた¹⁰⁾。

陳繼儒は、自から編纂した崇禎松江府志（崇禎3年、1630年完成）の巻13の全部、74葉を「荒政」の項にあてている。当時の地方志中ではとくに詳細である。その大部分が、徐階をはじめとする在地の士大夫の災害対策論及び当地にかかわりの深い巡撫以下の地方官の災害政策を記録したものである。ここに並々ならぬ災害への彼の関心をうかがうことができる。彼自身の手になる「救荒諸議」もそこに収録されているが、主として地方官の政策にかんする十二の項目の最後に置かれたのが、以下に掲げる「田主、佃戸を賑す」である。

査し得たるに、華亭の田は一百九十五万畝なり。若し田主、各のおの自ら佃戸を接救し、田一畝を種ゆる者に米二升を付し、田十畝を種ゆる者に米二斗を付せば、共に計るに米三万九千〔石〕、即ち官米三万九千石を省出くなり。即え官賑せしむるも此くの如きの直捷なること有らんか。即え官糶せしむるも此くの如きの均勺き有らんか。人自から給を為さば、強梁、擠軋（人を押しつける）するの弊なし。家自から賑を為さば、游手、名を冒すの弊なし。平時には借りて工本米と作し、凶年には借りて性命米と作す。工本米は冬月に至りて補償せしめ。性命米は豊月に至りて補償せしむ。各のおの券を立てて準と為す。還さざる者は、官に告げて究追せしむ。此れ官府賑せざるの中にして、民間、暗に賑濟の法を寓するなり。之を〔官府の〕名を報じて分賑し、票を執りて平糶する者の、淹・速有り、均・否有り、真・偽有り、会集の擾有り、辨察の煩有るに比ぶれば、其れ孰れか便、孰れか不便なりや。且つ飢を賑するの事、官府は既に遍なく郷村に及ぶ能わず、又、災傷の重軽と飢戸の真偽とを確定する能わず。惟だ田主と租戸とのみ、痛癢相い関わり、情形又実なり。凡そ田の

果して荒ると否と、家の果して貧なると否とは、踏勘するを待たずして彼此灼然、掩飾すべき者莫し。今能く前議に照依すれば、既に其の平日^{てまめあしまめ}胼手胝足の^{うえしぬ}勞に報い、又、其の目前逃亡餓殍の苦しみを救わん。此れ佃戸を安插するの第一義なり。而うして当事者又且つ之を賑し、以て其の窮を濟わば、立ちどころに稿せざるに庶からん。

「平常の勞苦に報いその窮乏を救うことが、佃戸を落ち付かせる第一の方法だ」とする陳のことは、上述した彼の立場、彼が彼のいうところの田主の立場にあることを示す。災害時における直接生産者農民の「救済」が、佃戸の「救済」としてとらえられ、「痛癢相関」、「痛いも癢いも相い関わる」という本源的な関係を通じて行なわれるべきだという論理は、本質的には徐階のそれと一致する。さらに、平時非常時を通じて米石及至銀兩の貸借・債務関係が絶えず行われることが、かかる本源的な関係を支えているという点で、陳の論理は、上述の士大夫たちのそれと一致する。ここに、16世紀半ばから17世紀前半にかけて江南の士大夫＝地主階級があるべきものとして設定した地主佃戸関係の特質を見出すことができよう。

しかし、かかる本源的な地主佃戸関係の確認による「救済」は現実に可能であろうか。陳継儒の「田主、佃戸を賑す」の後半は次のように展開される。

況んや士農工商、惟だ農のみ最も苦なり。之を遊手の閑民及び^も業とより姓名を識らざる者に比ぶれば、休戚万万たり(農民の運命に対するよろこびとかなしみの想いははるかにまさる)。田主之を度外に置き、彼は且つ相率いて其の故居を去る。抛棄されし屋廬は誰が人か看守せん。明年の菜麦は誰が人か種を下さん。田主の勞費、豈今日より多からざらんや。是説や、田無き者、田少き者、皆欣然として以て行く可しと為す。而るに転展阻撓し、不便を倡言する者は、必ず多田富戸の僕輩に出ずるなり。独り田多ければ^{ひと}転移に易く、人飢ゆれば又徳を為すに易きを思わず。決して分外に多く求めざれ。亦た決して因って事を生ずるを求めざれ。仁人首倡して、転相勸諭し、城繇りして鎮、鎮繇りして郷、吳繇りして越、吳越繇りして之を他方被荒の処に推さしめよ。豈根本簡便の良法に非ずや。

現実には、地主自身が「痛癢相関」の地主佃戸関係を破壊していくという現象が見られたのである。「多田富戸の僕輩」は、田土の集積にのみ腐心して、直接生産者たる佃戸が災害の中で飢餓状態にあることを顧みない。佃戸が自らの労働力を再生産する途を断たれても、地主はそれを放置するような状況が生まれていた。そして、このような地主の態度の下では、佃戸は生産をやむなく放棄していく。上引「賑荒諸議」所収の「儘荒」にいう。

夫れ荒区は菜麦収むるに及ばざるなり。秋苗栽うるに及ばざるなり。即し間ま救う可き者有らば、皆数十百人、共に大朋水車を踏む。男は耕を罷め女は織るを罷む。甚しきは皮穿し(穴開き)脚腫るるなり。

農民は必死になって生産と生活を守ろうとするが、富戸も業主も、佃戸を放置する。

富戸、田の荒るを見るも、誰か肯えて債米を借貸せん。業主、田の荒るを見るも誰か肯えて工本米を接濟せん。飢えに啼き寒さに号し、男を売り女を鬻ぐ(「賑荒諸議」所収「儘荒」)

佃戸はついに激しい労働に耐えうる気力を失ない生産を放棄する。万曆末年の水災時の米価騰貴の中で、陳継儒が書いた書簡の一つにはこう述べられている。

米踊れば(騰貴すれば)、富者は廩を閉じ、只、価の昂まるを待つ。貧者門を望むも借貸するに従し無し。田主は肯えて資本を出して以て佃戸を急き救わず。佃戸も亦た肯えて死力を出して、以て車(水車)もて田の水を濟わず。(晚香堂小品・卷23・上徐中丞救荒書)

それでは、陳継儒の提唱するような地主佃戸関係は従来からも全くの空想の上でしか存在しなかったものであろうか。そうではない。彼が、万曆47年から天啓元年(1619～1621)にかけての松江知府陶鴻儒に送った返信には、次のようにいう。

又、竊かに計るに、松郡の人、郷人の耕種する者、其七に居り、経営生理する者其の三に居る。游手無頼の者は、一分の半ばに及ばず。田を有するの家の若きは、佃戸を照管し（面倒を見）、佃戸の田一畝を種ゆる者には、工米五升を借し与え、冬に及んで租とともに還納せしめん。此れ皆な旧例にして、原とより創設には非ず。特だ近日米貴く、並びに工本も亦た肯えて借さず、而うして緩急告ぐ可き無し。台示もて曉諭せらるれば、佃戸以て藉口、門に詣るべく、而うして田主以て委曲応付すべし。是十分中の郷人、已に七分を救うなり。（晩香堂小品・巻23・復陶太守救荒書）

地主による「工本米」の貸与は「旧例」、旧来の慣行であって、決して陳繼儒が新たに創り出した方式ではない。このことは、「田主、佃戸を賑す」において、陳が述べている災害時の「性命米」も同じく旧来の慣行であったことを予測させる。と同時に、陳が佃戸を救済する前提としたあの本源的な「痛癢相関」の地主佃戸関係も、旧来実際に存在し、陳の80年の生涯の中で陳自身が体験してきたものであったと考えられるのである。

16世紀の半ばに、徐階は、このような関係が動揺し、変化しつつあることをすでに指摘したが、この動揺と変化は、17世紀前半に入っていっそう顕著になってきたのである。陳はこの趨勢の中で、なおかつ旧来の地主佃戸関係の再建を提案し、郷里はもとより、江南地方にまでそのための努力をよびかけてたのである。

陳繼儒のこのよびかけもまったく根拠のないものではなかった。陳繼儒が松江府に即してその存在を明らかにした旧来の地主佃戸間の慣行、旧来の地主佃戸関係は、隣接する嘉興府の郷紳である陳竜正が行なった災害救済にかんするいくつかの記録にもうかがえる¹⁾。崇禎3年（1630）の春の米価騰貴にもとづく飢饉における救済の記録、「救饑法十五条」の第七項、「又附各区佃戸告示式」には次のようにいう。

常年佃戸には、毎畝随田米二斗を給借し、利二分を加う。今春米貴く民饑ゆ。本家は祖より胥五の一区に居れば、聊か小恵を施すも、その余は力遍ねく及び難し。惟念うに各区には亦た本家の佃戸有り。歴年服勞す。豈、築遺すに忍びんや。今旧冬の欠下せる糙米を將って随田せし者（随田米）に扣算し、冬に至れば毎斗止だ利として一升を加えん。如し旧租清楚なる者は、即今倉を開き、毎畝白米を給すること二斗、冬に至れば毎斗利として二升を加え、体恤の意を薄く示さん。（幾亭外書・巻4・郷邦利弊考）

この年、陳竜正は、子の陳揆とともに、自家に蓄積されていた米数百石を用いて、彼の祖宗父母の居住地であり、祖宗の墓の所在地であり、また親戚族党のあつまっている同県胥山郷、すなわち県下二十区の中の胥五区に属する貧戸を救済した。彼は、この区の貧戸を、貧窮の程度に応じて、極貧、次貧、又次貧の三等に分け、1人につき30日分の食糧を、各貧戸の家族数に応じて支給した。陳竜正は、当時、県下の各区ごとに、その区をもっとも熟知している郷紳1人を推挙させ、その郷紳の管理のもとに、区内各軒の大戸から拋出させた米を、区内の貧戸に給与させる方法を主張している。この方法は、彼が提唱した「一方の富室もて一方の貧民を救うの法」の具体的内容をなすものである。上記の「各区佃戸告示式」は、彼が自らの本貫のある胥五区の佃戸に対して、30日分の食糧の給与による救済を行なったことを示す（本家于祖居胥五一区、聊施小恵）と同時に、他の区に居住する彼の家の佃戸に対して行なった救済の方法を明らかにしている。

この方法において、常年つまり平年に佃戸に給与される毎畝2斗・利息2割の「随田米」の貸与は、ちょうど陳繼儒が松江府の慣行として指摘した「工本米」にあたると思われる。また、饑饉の年に行なわれる、滞納租米の随田米扱いによる棒引きと1割の利息徴収、及び租米完納の佃戸に対する利息1割・毎畝2斗の「白米」の給与は、陳繼儒のいう「性命米」にあたるものである。このことは17世紀前半の嘉興府嘉興県において、本稿が設定してきた、旧来の、本源的な地主佃戸間の慣行、地主佃戸関係が、なおも生命をもち、現実に存在していたことを証明するものである。

ところで、1630年の嘉興府におけるこうした陳竜正の救済方式は、個別的な地主佃戸関係を通じ

た個別的な救済にとどまっていなかったことを特徴としている。すなわち、陳竜正は、胥五区内においては、同区に本貫をもつ郷紳として区内の貧戸一般に対して米の給与を行なっていることである。上引の「各区佃戸告示式」の文脈にも示されるように、この区には当然彼の家の佃戸が多く含まれるのだが、これらの佃戸は、まず地縁的な被支配層として把握されるのである。このように、土地所有を媒介とした旧来の地主佃戸間の慣行、地主佃戸関係は、地縁的な支配被支配関係とかさなりあう場合もあったことを指摘しておこう。たとえば、蘇州府においても、趙用賢は、16世紀の60年代以降に書かれた災害救済についての書簡で、「其の田、各区に分散し、每区の中、或いは田數百畝に盈たざる「大官貴族の家」の土地所有と併存して、一区の領域内における「富室」とその「佃戸」の間の日常的な関係が存在することを指摘している。

又一区内、必ず富室数家有り。区書・塘長は其の佃戸に非れば、其の識熟なり。平日、其の滯沫を仰ぐれば、敢えて尽心せざらんや。(松石齋集・卷24・與留令公)

すなわち、日常的に、富室によって、いわば「つばをつけられている」「其の佃戸」たちが、富室の家の周辺に存在していたのである¹²⁾。

旧来の地主佃戸関係の動揺と変化を鋭く指摘した徐階自身。なお旧来の関係の存在を全く否定していたわけではない。すなわち、徐階の書簡「与張半洲総督」中には、松江府でも、16世紀後半期、倭寇と往来し貿易していた「大家」とその「佃戸家人」が緊密な関係を保持していたことを想像させる記事がある。

浜海の大家は、久しく已に城中に搬入せるも、凡そ海上に居る者は皆其の佃戸家人なり。若し郡県肯えて心を留むるならば、大家に就いて豪傑を申ねて訪求し、深く結んで厚く之を勞い、其の佃戸家人を通じて以て我が用と為さしむれば、惟に賊情を得べきのみならず、亦た内応を為さしむる可きなり(世経堂集・卷23)

ちなみに、福建は、江南とは異なった地域に属するものの、河岸の沃地に従前から不在地主制が発達しているとされる土地である。しかし、万暦24、25年(1596、97年)をかなり下る時期に書かれた泉州府の人、林希元の賑済にかんする書簡には、個別的な、一対一の人格で結びあった地主佃戸関係の存在が指摘されている。

去年長興里蜂頭村の寓民、販するを得ず。元(林希元)自から佃戸三人を販す(林次崖先生文集・卷6・与兪太守請賑書)

郷宦・拳人・生員、皆饑民(官の救済の対象となる「饑民」の資格)を家人佃戸に与うことを求め乞えり(同上・請姜伯・溪方伯查賑饑時弊書)

旧来の地主佃戸関係の存在はこうしてたしかにあとづけることはできる。しかし、その動揺と変化は、もはや避けられない趨勢であった。

III

ところで、16世紀の半ば頃から17世紀の前半期にかけて、江南の士大夫の災害救済にかんする発言、「救荒論」の中に表明された旧来の地主佃戸関係の動揺、変化は何によってもたらされたのか。逆にいえば、彼らが「救荒論」の中で、なぜ旧来のモデルに託して、地主佃戸関係のあるべき姿を論じ、それを「救済」の最良の手段とすることを強調しなければならなかったのか。

徐階の説くように、地方官の出した債務・貸借関係の停止令のみが、いいかえれば国家の地主佃戸関係に対する介入のみが、動揺・変化の契機であろうか。又、陳繼儒の指摘するように、災害の中ですら租米収入の商品化による利潤獲得を徹底して追求するという地主の搾取の激化は、「旧

例」を消滅させる重要な契機であるが、動揺・変化をもたらすものは単に地主側のみであろうか。生産関係の動揺・変化の基礎にある生産力の変動については、ここではふれえない。私たちは、今、一連の「救荒論」を通じて極めて顕著に現れている民衆の闘争に注目しなければならない。

嘉興府嘉興県出身で万暦23年（1595）の会試合格者賀燦然¹³⁾はその「救荒議」の「一、議禁」¹⁴⁾で次のように述べる。17世紀の30年代以後のものである。

浙以西、富室^{ざんにんおうぼう}狼跋にして貧戸草のごと靡く者有り。亦富室株守して貧戸鷓張する者多く有り。士大夫往々其の民を漁獵して民率ね呑飲若しくは怪しと為さざる者有り。亦、士大夫、往々自から羽毛を愛して民反って群噪して之を侮る者多く有り。彼の狼跋漁獵する者（富室側）、宜しく懲すべき所なるも、而かも鷓張群噪（貧民側）の関る所の乱萌細匪ざるなり。然れども今自り始まるに非るなり。先に一世之を祿し（親が祿を食み）、胃（子孫が）貧冒民を侵す。而るに当事者之を督過し（過失を責め）、一とたび細民の憤りを快よくして遂に其の〔富室の〕家を破らしむることを冀う。而うして比後、狡猾の民、率むね指して口実と為し、是に於いて、居を債する者直を償わず、佃種する者課（このばあい租のこと）を輸さず。即い縉紳の家なるも声勢甚しくは煙赫ならず、輒ち（ややもすれば）、張目して詆りて曰く、某某已に是くの若し。而うして況んや若をや、と。蓋し民俗の滴き、朝夕の故に非るなり。

富室と貧戸とのさまざまな形態をとる対立関係について、賀燦然は富室側の非をも指摘しているが、より主要な関心事は、乱の萌しを見せる「鷓張群噪」の貧戸・細民であり、家賃を支払わず、租を納入しない狡猾の民であり、さらにその結果として生じている縉紳の家の権威の下落である。

而うして其の最も慮んばかる可き者、歳或いは小も穀ならば、輒ち少き者数百人、多き者千人、富家巨室を指して以て外府と為し、往往群がりて食を索め、稍も与えざれば、垣屋を破り、倉廩を決し、擲いて之を去る。而うして敢えて誰何するなし。夫れ余り有るを損じて足らざるを補なうは、天の道なり。然れども富者之を恤れめば可なるも、貧者之を奪わば不可なり。而うして今亦た稍稍其端を見るなり。邇者早に苦しみ、農は田畝を事とする所無く、乃ち輒りに千百群を為し、沢梁に入りて魚蝦を捕え、即え菱茨有るも之を蹂躪して遺す無きなり。舟に乗る者を見れば、輒りに水を激し泥を扱そんで戯れを為し、亦た多く困りて其の舟の所有者を擲う者有り。沢梁の魚蝦既に尽くれれば、遂に転じて民家の圃池に入りて之を捕う。亦た多く困りて其家の鷄鶩・米粟を擲む者有り……夫れ群聚すること已まざれば必ず操攘と為り、操攘已まざれば必ず剽奪と為り、剽奪已まざれば必ず流煽と為る。其の害勝げて言う可からざる者有り。

富室と貧戸との対立が激化し、富室の勢力が弱まり貧戸のそれが強まりつつある状況の中で、不作一この「救荒議」全体を通じては連年の旱害によるものが主として問題となる一を迎えると、都市部農村部ともどもに、群をなす貧戸による富室へのデモと搶奪一米騒動が行なわれる。この傾向はますます拡大する様相を呈する。賀燦然は、貧戸に、その年の旱魃に際しても、麦収に頼って秋まで食いつなげ、もし秋に収穫がなければ、官で措置をとって救済するから、決して富室へのデモと搶奪を行なうな、という主旨の指示を下すことを提唱している。そして、その指示の案文の中で、彼は、「縉紳大夫」「富家巨室」の擁護を次のように明白に主張している。

爾民、輒りに群聚を行なうこと母れ、輒りに困りて擲奪するを得ること母れ、輒りに縉紳大夫を侮どるを得ること母れ、輒りに食を「富家巨室」に望むを得ること母れ。

都市の貧戸の家賃不払い、搶奪と対応して農村では、租米の納入拒否、耕作放棄、搶奪が大きな風潮となって、「縉紳大夫」、「富家巨室」をおびやかしていたのである。これはまさしく階級間の闘争であった。

さて、士大夫たちの「災害救済論」の上で、都市の民衆の動きと農民の動きとの区別と関連は必ずしも明瞭に分析されているわけではない¹⁵⁾。しかし、特徴的なことは、上記賀燦然の「救荒議」に見られたとおり、災害対策を論ずるにあたって、彼らは両者を並記し、即自的に両者を一体のも

のとしてとらえていることである。なかでも、万暦47年から天啓元年（1619～21）の期間に松江府知府陶鴻儒宛に出された、已引の陳繼儒の書簡の次の部分は、松江府下全土の問題を論じているのであるが、都市の民衆の動きが在地の全社会関係の動揺へと連なっていく当時の状況をよく示している。已引の部分に先行する叙述である。

目前百物踊貴す。而うして米尤も甚し。大約するに、禁槍第一、平価之に次ぐ。蓋し此の曹の胆、大ならしむ可からず、手、猾ならしむ可からず。始めの若きは、店家を搶し、継いで典戸に及び、又継いで縉紳に及ぶ。末流の漸、必らず此に至る。此れ街衢に榜帖し、期を克して衆を聚むるに起る。衆の聚る所、勢、禁遏し難し、遠近効尤、遂に指して以て輿情と為り、公憤と為る。而うして実ニ二、三の横民、之が首倡を為すのみ。往年事を董むれば、良に寒心すべし。伏して乞うらくは大いに告示を張り、専ら搶奪を禁ぜしむれば人情張皇に至らず。此れ近き憂にして又遠き慮なり。（晚香堂小品・巻23・復陶太守救荒書）

そして、現実には、都市の民衆の闘争と農村のそれとは密接に連関していた。崇禎13年(1640)、蘇州府吳県では、前半期の不順な気候の中で、米価騰貴が起り、四月には一兩三錢、六月には一兩八錢に達した¹⁶⁾。六月一日、城中で民衆の反乱が起り、半月後には周辺の農村部を巻きこんでいった。

六月朔、城東北隅の奸民聚りて乱す。三日辰巳の時、婁門監生姚江の家を搶うも志を得ず。合城鼓扇す。巡撫都御史黃希憲、府県に諭して示して禁ぜしむるも悛めず。獮のごと奔り豕のごと突きます。十五日に至り、復た聚りて拳人章象鼎の家を搶い、隨いで路を分ちて米肆・麵舗を擄掠し、猖狂愈よ甚し、木瀆・光福等村鎮、洞庭〔東西〕兩山、效尤蠢動す。（崇禎吳県志・巻11・祥異）

上の記事は、吳県志の編者でこの乱の鎮圧に当たった知県牛若麟の立場を反映して、奸民に対する憎悪に満ちた表現で書かれているが、それだけに乱の影響の大きさがうかがわれる。又、この吳県で、万暦29年（1601）、宦官孫隆の請求に対して起こった織備の変の中で、この変に参加した監生欽叔陽によって「税官謡」と題した歌が作られたが、その一節には、この都市の闘争と周辺の農村部のそれとの連関が示されている。

四月の水は麦を殺し、五月の水は禾を殺す。茫茫たる阡陌、殫とく河と為る。容、爾下民亦何ぞ辜あらん。天を仰ぐも天高くして呼ぶ可からず、禾を殺し麦を殺すは猶を自ずから可なるも、更に税官の来りて我を殺す有らんとは。

農村の民衆は、また都市を襲った。陳繼儒は、「備倭議」の中で、倭寇の侵入を避け、「担ぐに非ざれば負う」ようにして大挙、周辺農村から城内へ入ってくる農村の民衆への対策を論じるとき、災害に直面してかって同じように城内へなだれこんだ彼らの動きを、次のように想起している。

昔、十六十七年（万暦16・17、1588・89）、水旱災荒の時、饑民聚衆して富人の門を叩き、幾んど大乱を醸さんとす。一時撲滅すと雖も、然も不肖なる者の争奪の心は、已に此に伏せり。（陳眉公先生集・巻60）

16世紀の半ば頃から17世紀前半にかけて、嘉興府、蘇州府、松江府において農村で、都市で、また都市から農村へ、農村から都市へと、織備の変、開読の変などの民変¹⁷⁾とも呼応しつつ、デモと搶奪—米騒動を中心とする民衆の闘争が日常化する情勢が現れた。賀燦然のいう農村における「貧戸」「課（地代）を輸せざる佃種者」は、その中で大きな役割を演じたであろう。そして、ついに、地主階級と地主的土地所有に意識的に敵対する佃戸の闘争が記録されるようになった。崇禎11年（1638）、蘇州府下吳県で起こった抗租がそれである。従来しばしば論じられてきたこの吳県の抗租は、まず第一に、突如として孤立的に起こったものではなく、上に述べてきた情勢の中で起こったことが注目される。念の為にこの闘争の記録をとどめた崇禎吳県志・巻11・祥異¹⁸⁾から、その前後40年間の簡単な年表を作成しておこう。

万暦29年（1601） 織備の変

万暦36年（1608） 記録的な大水害、米価騰貴（石あたり1兩2錢。以下1.2というように表記）

- 万暦40年(1611) 大雨. 稲不作.
 万暦41年(1613) 大雨. 麦不作.
 万暦48年(1620) 大雨. 米価騰貴(1.4). 7月, 城内で米騒動.
 天啓元年(1621) 雨雪続く. 米価騰貴(1.1).
 天啓4年(1624) 水害. 米価騰貴(1.1).
 天啓5年(1625) 旱災. 米価騰貴(1.3).
 天啓6年(1626) 開読の変.
 天啓7年(1627) 虫害. 米価騰貴(1.05).
 崇禎1年(1628) 雪害.
 崇禎2年(1629) 不作. 米価騰貴(1.0).
 崇禎3年(1630) 米価騰貴(1.4).
 崇禎4年(1631) かなり大きい水害.
 崇禎5年(1632) 大旱害. 米価騰貴(価格記載なし).
 崇禎6年(1633) 春夏旱害.
 崇禎7年(1634) 秋虫害.
 崇禎8年(1635) 春夏秋水害. 虫害.
 崇禎9年(1636) 夏大旱.
 崇禎11年(1638) 秋旱害, 虫害. 洞庭東山の「大盗」宋毛三逮捕. 太湖周辺30余村にわたる抗租闘争.
 崇禎13年(1640) 1月雨雪続き, 2, 3月烈風. 米価騰貴(1.3). 6月城内で米騒動, 周辺農村へ拡大.
 崇禎14年(1641) 未曾有の大旱害と虫害. 米価大騰貴(3.0). 城内で米騒動.
 崇禎15年(1642) 春米麦価大騰貴(米3.3, 麦2.3).

うち続く災害の中で、すでに激化していた矛盾がいつそう拡大された結果としてこの抗租が行なわれたことは、佃戸たちが、「蝗災を借りて繇とした」ことにも示されている。また、この抗租が都市と農村における闘争の一般的発展とかかわりをもっていることは、彼らが、「薪を束ねて背に負い、挺を持して城に入り、言を災を告ぐるに託した」ことにもうかがえる。彼らは農村から都市へ向おうとし、城内で焼打ちをする準備もしていたのである。すなわち、原資料は次のとおりである。

十月、横金の奸悪唐左耕・王四・李南洲・査賢・韓仏寺等、蝗災を借りて繇と為し、訛言して衆に倡え、沿湖三十余村を糾合し、牲を刑して神に誓い、村ごとに一長を推し、姓名を籍羅し、佃農を約して租を業主に輸すを得ること勿らしむ。業主徴索する有らば、必らず舟を沈め、其人を斃す。愚民煽惑され、戈を操り械を執り、金を鳴らし鼓を伐ち、聚ること千衆に及ぶ。廬を焚き資を劫る。知県牛若麟、方略を計図る。李南洲適ま県〔城〕に赴いて偵探す。亟やかに擒えて獄に下す。其党復た約千人、薪を束ねて背に負い、挺を持して城に入り、言を災を告ぐるに託す。意突に測る可らず。若麟一面脅従に榜諭し、其の自新を聴し、一面左耕等五人を獲え、軍門に解担して正法す。事遂に息む。

呉県志の編者たる知県の牛若麟の手による指導者の逮捕・処刑によってこの抗租の闘争は遂に弾圧される。しかし、私たちは、第二にこの抗租闘争の組織の仕方、闘争の目標にあらわれた顕著な特徴に注目したい。すでに小山正明、田中正俊らによって指摘されているが¹⁹⁾、この抗租は、個々の佃戸の個々の地主に対する闘争ではなく、その枠を越えた、太湖周辺三十余村の佃戸が団結し、三十余村に土地をもつすべての地主に対して行なった闘争であった。またこの抗租は、地主的土地所有を実現する租＝地代の納入を拒否する闘争、客観的には地主的土地所有関係の廃棄を内容とする闘争であった。すなわちこの抗租は、階級としての佃戸と階級としての地主との闘争という性格をはっきりと具有している。江南の士大夫たちが16世紀の半ばごろから、災害救済論の中で叫びつづけてきた、彼らにとってあるべき特徴をもつ旧来の地主佃戸関係に代って、新たな地主佃戸

関係が、17世紀の前半期には出現していたのである。

徐階の〈大家一佃戸〉、王錫爵の〈田主一佃戸〉、趙用賢の〈業主一佃戸〉、徐顛卿の〈富戸一佃戸〉、陳繼儒の〈田主一佃戸〉。彼らは、いずれも、個別的な地主が個別的な佃戸と固く結ばれることにおいて特徴的なこの関係を、あるいは確認し、あるいは維持し、あるいは再建し、この関係を通じてこそ、もっとも有効な災害救済を行なうことができると主張した。しかも彼らの主張には一定の現実性がなかったわけではない。すでに述べたように、かかる旧来の、彼らにとって本源的な、個別的な地主佃戸関係は、近い過去には一般的に存在しており、当時においても動揺・変化しながら全く消滅し去ってはいなかったからである。だが、彼らの主張は、災害救済の機能のごとき生産・再生産の機構としてのかかる地主佃戸関係の確認・維持・再建と、そのことによる収租の確保にとどまるものであろうか。実は、その直接目的とするところの如何にかかわらず、彼らの主張の背後には、もっとさし迫った問題意識があったと思われる。彼ら自身の階級支配とこれを支える明朝國家の支配体制の存亡に関する危機感がそれである。佃戸の、村はもとより、村をもこえた地縁的団結。さらに都市と農村を通じる貧戸の集団行動、民変という呼称さえ成立せしめていた都市の民衆の暴動。この状況に直面した彼ら士大夫が、彼らの地主としての支配の基礎が置かれた農村で、個々の佃戸を確実に掌握しなおすことは、非常に重要な意味をもっていたのである。彼らの「災害救済論」は単なる儒教理念の産物などではない。はじめに引用した徐階の書簡「復呂沃州」には、実はすでにかかる階級の危機感が卒直に表明されていたが、ここで、階級支配の維持と個別地主による佃戸救済論とが見事に結合しているいまひとつの彼の書簡をあげよう。隆慶元年から5年(1567~1571)の間に松江府知府衷貞吉あてに出された、与衷洪溪郡侯書である。

適またま按院行す所の告示を見るに、其の民の爲にするの心、本とより極めて懇切なり。但だ今奸民の未だ敢えて肆いままにせざる所以の者は、搶奪の罪を懼るのみ、搶奪罪無くして激変刑有らしむれば(激変一地方官の非法によって起された民衆の変、いわゆる民変も士大夫たちによってこの範疇の中に入れられる。)、奸民之に乗じ、妄りに富家存留自食の米を^つ作^らし、概ね指して余剩と為し、強迫し代と称して(かたとして)、其の有を尽して去る。富者、^は將^た何^をを以てか自存せん、夫れ富者独り民に非ざるか。且つ奸民今日甲に貸り、明日乙に貸る。既に富者の有を罄くす。貧弱の民、乃ち更に貸るに所無ければ、乃ち奸悪を利して善良を斃さんか。敝郷貧民、皆富民の田を佃種す。如し富民をして利を計り施を吝むことなく、各自、其の租戸に貸さしめ、苟しくも租戸に非れば、妄りに指して称貸するを得ざらしめ、違う者は各のおの坐するに罪を以てせしめ、其の中人自から田房を有する者は、理として当に自食すべく、亦た貧民と称して富家に^つ往^きて貸りるを得ざらしめ。貧難の生員及び一種の耕せざる游手の民は、則ち地方に着落して名を官に報じて^た另^にに処給を為しむれば、此くの如くんば、貧を^た郵^け富を安んじ、一挙にして兩得、而うして乱、^お弭^む可きなり。(崇禎松江府志・卷13・荒政)

「奸民」の「富家」に対する搶奪、「乱」の発生を未然に防ぐためには、「富民」が「各自、其の租戸に貸す」ことが鍵だという提言である。その圧倒的の大部分が「富民の田を佃種」している「貧民」の暴動がもっとも恐るべきものだったのである。

そのさまざまな「救荒論」の中で、災害の渦中において農民が生産と生活に苦しむ状況をつぶさに描いている陳繼儒も、彼らの反乱を非常に恐れていた。彼の「賑荒諸議」には、あの「田主が各自其の佃戸を接救つて」「佃戸を安挿する」ことを力説した「田主、佃戸を賑す」の項とともに、とくに「禁乱」の項が収められている。その中で彼はいう。ある水災の年に書かれたものである。

古来乱民、常に飢民を挾んで起こる。王仙芝・黄巢の類の如き、枚举する能わず。必らず須らく当路の者、先ず飢民の心を服し、乱民の膽を^く撰^て後、以て永く無事を保つべし。……何をか乱民の膽を撰くと謂わん。只今大水、天に彌し。姦人事に借りて霧を生ぜんとす。或いは快船に装駕し、稻を割るを以て利と為す者有り。或いは篙楫・貨物を奪い圩岸増築を以て名と為す者有り。或いは衆を聚めて鼓噪し、借米・糶米を以て名と為す者有り。此れ皆乱法の民なり。若し此等禍を倡うる有らば、即刻前往し、首悪を擒拿し、輕ければ獄に繋ぎ、重

ければ搦打す。此れ所謂乱民の膽を搦く者なり。蓋し救災恤患の中、専ら微を防ぎ漸を杜すの意を寓す。飢民は必らず救い、乱民は必らず斬る。此の八字を舍いて別に荒政無きなり。

彼は、唐末の反乱を想起しながら、大水の農村で起こっているさまざまな民衆の動きを注視し、それらが、王朝を倒す反乱へとつながることを予測している。災害救済の中心的意義は反乱の予防にあるとする彼の見解は、伝統的な「救荒論」の理念を継承するにとどまるものではなく、16世紀後半期以来の歴史的條件を反映している。

趙用賢の危機感はとくに鋭い。

万姓嗷嗷、宛転斃るを待つ。即今、貧弱は半ば四方に散ず。而うして稍牙角を具する者、又恣睢竊伏し、漸く探搜の風を成す。若し復た蠲除の令下らず、徵求の額故の如くんば、恐らくは魚鼈の民、一旦或いは挺んでて潢池の弄と為らん。将来の禍変、必らず凶歌に止まらざるのみ。(松石齋集・巻24・上兵備徐公救荒書)

故を以て三四年来、困弊益すます極まり、田野蕭条、烟火幾んど絶ゆ。蓋し賢、罷帰して自り六年、見る所、日以て益すます甚し。今者白日金を攫い、盜は雞犬に及ぶ。城市闐閻の中、篋を探り櫛を発けば、夜として昏せざる無し。春中一とたび浙省悍卒の変あるや、駢驚の徒、輒りに稷鋤もて自から奮わんと擬り、稍も罷弱なる者も反りて一とたび駑して以て徵求の苦を解かんと希望す。盛世の氣象、恐らくは此くの如からず。(松石齋集・巻24・復申相公)

彼はこのほかにも数多い書簡の中で、江南における民衆の困窮と反乱への動き、明王朝支配体制自体の転覆の危機を論じている。そこでは、農村で「奸民」と「良民」とが区別されるのではなく、稷鋤を武器として立ち上るものとそれを支持するものとが一体化しているという認識がなされている。

さらに賀燦然の「救荒論」の第一項「議禁」の結びにおかれたことばは、彼が<富室・富家巨室・縉紳之家>と<貧戸・貧民・佃種者>との対立関係をとくに強調した人であっただけに、士大夫の階級支配維持のための「救荒」の性格を端的に示している。

蓋し貧民を恤れみ、乱民を宥さず。朝廷の詔旨森然たり。爾民独り聞かずや。頃、浙中の首を駢べ戮に就くの惨なるを。爾民慎しんで之を蹈む母れ。夫れ救荒の要は頭盜に在り。民にして饑えんか、人争いて之を擄れみ、民にして盜たらんか、人争いて之を悪む。民にして饑えんか、丘壑を填むるに止まる。民にして盜たらんか、首領を全うする能わず。民にして饑えんか、互相に保恤すれば、貧者猶或いは其の喘ぎを延ばす。民にして盜たらんか、群起攻剽し、富者其の生を保つ能わず。民にして饑えんか、患猶民に在り。民にして盜まらんか、患且つ国に在り。此れ其の害、勝げて道う可けんや。(崇禎嘉興県志・巻23・遺文5)

饑えても死体が道と谷を填めるだけではないか、助けあえば喘を延ばせるではないか、患わいは民にあるだけではないか。そのことよりも富者とその生を保ち、患いが国に及ぶことの方が問題だという論理である。階級と國家の危機に対する士大夫の危機意識は、以上の諸見解を通じて非常に強烈である。

むすびにかえて

ところで、地主佃戸関係の動揺・変化、地主階級の支配の危機に際して、國家はどのようにかわっていたのであろうか。主として本稿で明らかにしてきた事実にしてきたことに即して、ごく初歩的な見解を述べ、本稿の総括に代えよう。

中國封建社会の諸段階の中で、ごく狭い私の知見によっても10世紀以降についていえば、宋代のある時期にも、13世紀末から14世紀初にかけての元代においても、災害時における國家の地主佃戸関係への介入を示す資料は部分的、断片的に残されている²⁰⁾。その中で、本稿がとりあげた、16世

紀半ばから17世紀の前半の江南においては、国家の介入はかなり集中的であり、顕著である。本稿Ⅰに引用した諸資料のみについても、国家の官僚、とくに地方官によって、この時期の災害の際には、しばしば、債務・貸借関係の一時停止令、私租＝地代徴収の一時停止令が出され、それらはしばしば「新令」とよばれていた。

しかもこれらの介入措置は、単なる具文にとどまらず、一定の影響をもったことも、すでに引いた諸資料からうかがうことができる。いまいちど、万暦15年から17年(1587～89)にかけての松江知府喻均が、万暦15年の大水害に際してとった措置を引いて検証しよう。翌16年に書かれた彼の「雲間吏牘序」(崇禎松江府志・巻13・荒政)には、まず彼が、「雲間(松江)の土俗、貧富^{もちとつち} 胥壤^そなり。有田の家一、無田の家百。蠲恤及ぶ所の者は有田の家のみ。是れ一家恵を蒙^まむって百家救^すわるる鮮なきなり」という状況に直面したことが書かれている。「序」にはごく簡単に、煮粥(たきだし)はじめ彼のとった数々の措置が列記されているが、その冒頭に「議して子錢(利子)を抑え、議して租課(この場合は私租)を減じた」ことがあげられている。「無田の家」・佃戸が「有田の家」地主に支払うべき、利子と地代とを削減させる措置である。

このような内容をもつ国家の介入措置に対して、すでに述べたように、同時期の郷紳・士大夫階級は反対した。動揺・変化しつつある従来の個別的地主佃戸関係の中で、これらの措置は、佃戸の租米納入拒否、債務返還拒否、耕作強制拒否を激化し、旧来の方式による地主の佃戸支配を不可能にするという立場からである。しかし、国家が、この同じ江南においても、自ら直接支配しうる自作農を維持しようと多面的な政策を実施しようとし、それが結果として地主佃戸関係のいっそうの発展を導いたというごとき、15世紀前半の段階²¹⁾と、この16世紀半ば以降の段階とは異なっている。喻均の例を見ても、国家は、完全に地主佃戸関係を、また「有田之家」と「無田之家」との分立を前提としてその政策を実施している。郷紳・士大夫たちの志向する旧来の地主佃戸関係のあり方とは矛盾をもちながらも、このような内容の国家の介入措置は、いずれも佃戸の再生産条件の維持につながるものであり、地主佃戸制の新展開とは何ら矛盾するものではなかった。

他面、このような内容の国家の介入措置に反対した郷紳・士大夫たちですら、自らの志向する旧来の地主佃戸関係を維持するためには、また相応の国家の介入が必要であった。皮肉にも、個々の地主が確実に個々の佃戸の生活と生産を掌握し、個々の地主に対する佃戸の人格的依存と従属がより強固なこの旧来の関係、従って他の地主はもとより凡ゆる第三者の介入を拒絶すべきこの関係を維持するために、郷紳・士大夫たちは、結局、第三者たる国家の介入を必要とせざるを得なくなっていたのである。彼らが自己の見解の実施を、書簡を通じて、首席大学士、巡撫、巡按監察御史、知府など、国家の各級の官僚に依頼懇請していることは、上の事情をよく象徴している。たとえば、徐階は、個々の地主が、各自、その佃戸を救済するように指示することを、巡按監察御史呂沃洲に依頼しなければならなかった(前掲「復呂沃洲」)。陳繼儒の、個々の地主が、各自、その佃戸を救済する方式についても、佃戸が地主から借りた「工本米・性命米」を期限内に返還しなかったばあいには、地主は「官に告げて究追」してもらわなければならなかった(前掲「田主賑佃戸」)。さらに、佃戸が「旧例」として「工本米」を地主から借りだせるようにするためにも、陳は、実際松江府知府に地主への口きき方を懇請しなければならなかった(前掲「復陶太守救荒書」)。「相資相養」「痛癢相関」の水入らずの地主佃戸関係の維持にも、他者である国家の介入が必須の条件だったのである。

このように国家と地主佃戸関係、国家と地主階級との関連は、災害時において、より顕在化するのであるが、国家の官僚自らがそのことをきわめて卒直に表明している。万暦36年(1608)の大水害に際して、江南巡撫であった周孔教の発した檄文の第十三項がそれで、被災の民衆への救済資金の醸出を、「郷紳先生」・「三呉の富民」に呼びかけたものである。

毎に見る、荒年一番の餓報に、^{まじゅう}鬩色騒然、^{ひじはら}姦民之に乗じ、^{ひとごと}臂を擽って起ち、富家巨室をして人人に自ら危うきを致さしむるを。……夫れ鬩を請い賑を請い、^{ひじはら}槍奪を禁じ、強借を禁ず。本院の富豪を保護すること、余力を遺さず。

檄文の趣旨を徹底させるための修辞ではあるが、地主階級の運命をかけて尽力する国家の官僚のありかたを読みとることはできよう。

しかしながら、周知のように、明朝国家は、まもなく17世紀の前半中に崩壊する。17世紀の後半以降実施された清朝国家の災害救済政策—いわゆる荒政の中には、形式的により完備した佃戸への救済制度が採用されている²¹⁾。このことは、本稿で指摘してきた、地主関係の動揺と変化、地主佃戸間の階級矛盾の激化を反映するものではないかと予測される。またこのことは、17世紀後半以降、地主佃戸関係の矛盾の進展がとどまるところなく行なわれたことを暗示する。

註

- 1) 結論的に粗雑な表現をすれば、この課題を共有してきた数多い日本の明清時代研究者は、1948年に北村敬直が「清代の時代的位置—中国近代史への展望」（『思想』292号）で示した問題意識と、1964年に狭間直樹が「中国近代史における『資本のための隷農』の創出およびそれをめぐる農民闘争」で示したそれとのあいだをさまよっているように思われる。筆者も卒直にいて、上の課題を追いながら、前近代から考えていく際の論理と、近代史そのものとりくんだ際の論理とが分裂している。筆者はこの自己の分裂を統一しなければならぬと考えているが、果してはいない。
- 2) 明初江南の官田について—蘇州・松江二府におけるその具体像—（上、下）・東洋史研究・19巻3、4号、16世紀前半太湖周辺地帯における官田制度の改革（上、下）・東洋史研究・21巻4号、22巻1号、15世紀前半太湖周辺地帯における國家と農民・名古屋大学文学部研究論集・XX XV I I I、15世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革・名古屋大学文学部研究論集・X L I、14世紀後半浙西地方の地主制に関する覚書・名古屋大学文学部研究論集X L I V。
- 3) たとえば傅衣凌・明清農村社会経済、李文治・論清代前期的土地占有関係・歴史研究・1963年第5期、魏金玉・明清時代農奴の地位・同上など。
- 4) 細野浩二・明末清初江南における地主奴僕関係一家訓にみられるその新展開をめぐって—東洋学報・50巻3号。
- 5) 晚香堂小品・巻23。
- 6) 万曆上海県志・巻10・祥異。
- 7) 官僚の在任期間、その他、文献の書かれた時間を比定する際の作業内容や依拠資料については、煩瑣になり、紙数もないので特別な場合を除きいっさい省略する。園樞、明史録、明史、二十五史補編所収明督撫年表、郷紳・士大夫たちの文集、明代の地方志（たとえば崇禎松江府志・巻27・守令題名）等々を参考にした。たとえば徐階については、古籍出版社刊の園樞第4冊によっている。
- 8) なお、徐階等蘇松二府の郷紳・士大夫の動向、及び明代の江南地方の社会史全般については、宮崎市定・明代蘇松地方の士大夫と民衆（『アジア史研究第四』）、田中正俊・民変・抗租奴変（筑摩世界の歴史11）に有形無形の示唆を得ている。
- 9) 細野は、徐階が設定した「相資相益」から「相猜相讎」への変化を「身分秩序体系」の変化としてとらえ、「地主と被従属農民の具体的生産関係の在り方を窺う指標」の一つとして、この変化を重視している。筆者も、細野の10世紀以降中世説は別として、この変化の意義に注目したい。というのは、いうところの「相資相益」的地主佃戸関係の内容は、筆者が「14世紀前半浙西地方の地主制に関する覚書」（前掲）で考察した明初の地主佃戸関係のそれと共通する点が多いからである。
- 10) 世経堂集・巻33・輿周観所。
- 11) 陳繼儒については、「陳眉公先生集」所収の「陳徵君行略」・「眉公府君年譜」、明史巻298・隱逸列伝等を参照。
- 12) 陳竜正の行なった災害救済にかんする記録は、「幾亭全書」・附録・巻1・家伝、「幾亭全書」・巻23～26・政書・郷讞1～4、「幾亭外書」・巻4・郷邦利弊考などに豊富に収録されている。本稿では、「全書」附録・巻1・伝、「全書」・巻25・政書・郷讞3・庚午救春荒事宜、「外書」・巻4・郷邦利弊考・救饑法十五条を主な素材とし、全書・巻23～26・政書・郷讞1～4の他の部分をもあわせて用いた。なお、陳竜正は、宇楊龍、幾亭と號し、崇禎7年（1634）、50才で進士となり、崇禎10年（1637）、中書舎人に任命された。代々嘉興府嘉善縣寄山郷に住居する郷紳の家で、父于王は福建按察使をつとめたが、上記の諸資料を総合すると竜正の時には嘉善縣城に移っている。「明史」巻258に彼の列伝がある。
- 13) さらにまた陳竜正と同じ嘉興府嘉善縣の人賀燦然も、17世紀前半のものと思われるその「救荒議」（後掲）で、地主佃戸間の矛盾の激化を指摘する一方、富者と貧者の「相恤」を彼の五つの災害救済策の一つとしてとりあげ、その根拠として、一里の範囲内には「称する所の富家巨室、多き者十四家、少き者三、四

- 家、必ず有る所なり」という事実をあげているのである。
- 13) 万曆嘉興府志・卷16・薦挙2.
 - 14) 「救荒議」は崇禎嘉興県志・卷23・芸文5所収。具体的な日付は明示していないが、文中の一節から見て、崇禎5、6年(1632, 33)の大旱魃以降のものであることはほぼ確実である。
 - 15) 註7)の田中正俊前掲論文では、「近代以前の中国では都市と農村との対立はみられず、都市の体制は農村における諸関係によって規定され、両者のあいだには不可分の統一が存在する」という前提に立ち、「一定の段階・一定の条件のもとで、都市手工業労働者あるいは農民の闘争の成果が都市・農村間にわがち合われる可能性」を、理論上設定している。筆者もこの見とおしに賛成であるが、この問題はなお事実にして検討する必要があり、さらに当面の対象である農村における佃戸の動きを明らかにするため、かりに都市と農村という区別を設けて論を進めることとした。
 - 16) 宮崎市定は、「中国近世銀問題略説」(「アジア史研究第三」)で、主として江南における明代の米価について、「大体において1両2石が平準の備であり、1両4石、或いは1両1石に近い時は、何等かの異変があったものと見てよい」とする。しかし後掲する表のように、崇禎吳県志・卷11・祥異では、蘇州府下吳県の「異変」時の米価を列記しているが、季節差はあるとしても、1石2両に近づくときは、かなりの騰貴を示している時である。たとえば、崇禎2年の項では「歳大祲、冬底、米貴、価一兩」、3年の項では「春夏、米貴、每石価一兩四錢」とある。なお、國家の公定した米銀換算率と現実の米価との関係は、一条鞭法の性格にもかかわる重要な問題であり、機会を得て明らかにしたい。
 - 17) 民変については、註7)に引用した宮崎前掲論文、田中前掲論文に詳しい。
 - 18) 傅衣凌・明清之際の「奴变」和佃農解放運動(「明清農村社会経済」所収)では、この吳県の抗租について、葉紹袁・啓禎記聞録卷3の記事を引用しているが、内容に矛盾はない。
 - 19) 田中正俊前掲論文、小山正明・明末清初の大土地所有一とくに江南デルタ地帯を中心にして一・下・史学雑誌67編1号。
 - 20) 宋代については、明の人朱熊編の「救荒活民補遺書」(正統8年・1443)などに、「五等下戸及び人の田を佃し、並びに芸業を有すること薄くして、飢荒求趁するに難きの人」はじめ、農民を四つの階層に分けた賑濟の方法が、「李珣賑濟法」として伝えられている。元代については、元史卷18, 21の成宗本紀に、1295年と1304年の二度にわたって、江南地方の佃戸に対し、地主に対する災害時の税糧徴収の減免にともなった私租減免例のほか、合計5例の私租減免例が記録されている。(周藤吉之・清代前期における田租減免政策・経済史研究・30巻4号参照)明初においても、皇帝朱元璋が、「無産の家」や「佃戸」に対する賑災命令を発している(御製大誥正編・妄告水災第六十三、同三編・陸和仲胡党第八)。
 - 21) 拙稿・「十五世紀前半太湖周辺地帯における國家と農民」・前掲。
 - 22) 乾隆33年(1768)刊・姚碧編「荒政輯要」、嘉慶10年(1805)刊・汪志伊編「荒政輯要」、「欽定大清會典事例」などに、詳細な記録がある。この点については、近く発表予定の「18世紀における荒政と地主佃戸関係」(高知大学教育学部研究報告)・第1部・21号・近刊で論じている。

(昭和43年9月30日受理)

